

## 資金の調達方法

創業資金の調達方法には、自己資金、身内からの借入、金融機関や公的融資制度の利用の3つがあります。

### 1. 自己資金

創業には自己資金が基本になります。どんなにやる気があっても、自己資金がゼロなら開業は難しくなります。資金をコツコツと貯金し、退職金等を創業資金にあてるなど、できる限りの努力をして、より多くの自己資金を確保しましょう。創業資金の半分以上を、自己資金でまかなうのが理想です。

### 2. 身内からの借入

身内からお金を借りる場合、それが借金だという証拠を残しておかないと、税務署に贈与と判断され、贈与税がかかってしまうケースがあるので注意が必要です。借入金額や返済期日、利息徴収の有無等を明記した借用書を作成しましょう。毎月の返済を記帳した通帳が証拠にもなりますので保管しましょう。

有限会社や株式会社などの会社組織にする場合は、知り合いの方から「出資」というかたちで資金の提供を受けることができます。

### 3. 地方自治体の融資制度や金融機関を利用

公的機関から資金を借りる場合は、地方自治体の公的融資制度か国民生活金融公庫のいずれかを利用することが多いようです。一般的な金融機関からの資金調達は、担保が求められるなど創業者には厳しいのが現実です。

公的融資制度には都が行うものと、区や市町村レベルの自治体が行うものの2種類があります。ただし、融資を受けることができるのは、その地域の住民か、もしくは店舗を持っている人に限られています。

東京都の公的融資には東京都産業労働局が行っている「創業前融資制度」があります。また区や市町村でも創業者向け融資を扱っている場合がありますので、商工課や産業振興課等（自治体によって呼称が異なります）に問い合わせてみるとよいでしょう。

国民生活金融公庫では、これから開業する人や開業間もない人のための融資制度をいくつか設けています。個々の融資制度は、原則として担保が必要ですが、中には保証人のみで担保なしによる貸付を行っているケースもあります。

## 国民生活金融公庫における融資制度の例

### 新創業融資制度

- ・ 利用対象者：新たに開業し、開業資金の2分の1以上の自己資金を確認できる人（雇用の創出や、同業種への勤務経験が6年以上、または技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業など、いずれかに該当する場合）
- ・ 使いみち：開業時または開業後に必要となる事業資金
- ・ 融資額：750万円以内
- ・ 返済期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内
- ・ 利率：基準金利 + 1.2%
- ・ 担保・保証人：不要

### 新規開業資金

- ・ 利用対象者：新たに事業を始めるか、新規開業しておおむね5年以内の人（雇用の創出や、同業種への勤務経験が6年以上、または技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業など、いずれかに該当する場合）
- ・ 融資額：運転資金4,800万円以内、設備資金7,200万円以内
- ・ 返済期間：運転資金7年以内、設備資金15年以内
- ・ 利率：基準金利（使いみちや返済期間によって異なる利率が適用）
- ・ 担保・保証人：必要

### 女性・中高年起業家資金

- ・ 利用対象者：女性または55歳以上で、新たに事業を始めるか、新規開業しておおむね5年以内の人
- ・ 融資額：運転資金4,800万円以内、設備資金7,200万円以内
- ・ 返済期間：運転資金7年以内、設備資金15年以内
- ・ 利率：基準金利（使いみちや返済期間によって異なる利率が適用）
- ・ 担保・保証人：必要

上記は国民生活金融公庫における融資制度の一部(平成17年3月現在)となっています。融資制度は年度により異なる可能性があります。詳細な内容については、国民生活金融公庫 各支店にお問い合わせください。

執筆者：中小企業診断士 北口明美（弊社パートナーコンサルタント）